第三十条に見出しとして「（事業規程）」を付し、同条第一項中「共済規程」を「事業規程」に、「の事項」を「に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、第七十三条第四項に規定する特定組合に限る。）」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第百六十三条第一項の規定による事業に関する事項

第三十条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五　業務の委託に関する事項

第三十条第二項中「農業共済組合連合会は、保険規程」を「都道府県連合会は、事業規程」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第百六十三条第二項の規定による事業に関する事項

第三十条第三項中「模範共済規程例又は模範保険規程例」を「模範事業規程例」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

全国連合会は、事業規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一　共済事業に関する次に掲げる事項

イ　共済事業の種類別の共済目的の種類及び実施区域に関する事項

ロ　第一項第二号から第六号までに掲げる事項

ハ　第百六十三条第三項の規定による事業に関する事項

二　第百七十三条各号に掲げる事業に関する事項

三　農業経営収入保険事業に関する次に掲げる事項

イ　前項第一号から第三号までに掲げる事項

ロ　第百七十五条第二項第二号に掲げる事業に関する事項

ハ　第百八十二条第一項の特約に関する事項

ニ　業務の委託に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第二章第二節中第三十条を第三十六条とする。

第二十九条に見出しとして「（定款）」を付し、同条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第六号中「共済事業又は保険事業」を「事業」に改め、同条第二項中「農業共済組合」を「農業共済団体」に、「前項の事項の外」を「前項各号に掲げる事項のほか」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十八条に見出しとして「（成立の時期）」を付し、同条中「因つて」を「よつて」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条に見出しとして「（理事への事務引渡し）」を付し、同条中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項」に、「その」を「、その」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十六条に見出しとして「（認可の期間）」を付し、同条第一項中「第二十四条第一項の」を「第三十条第一項の規定による」に、「二箇月」を「三月」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第三項中「第二十四条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条第五項中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十五条に見出しとして「（認可の基準）」を付し、同条中「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、「定款、共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十四条に見出しとして「（認可の申請）」を付し、同条第一項中「定款、共済規程又は保険規程」を「定款等」に改め、同条を第三十条とする。

第二十三条に見出しとして「（創立総会）」を付し、同条第一項中「定款及び共済規程又は保険規程」を「定款等」に改め、ただし書を削り、同条第三項及び第四項中「定款及び共済規程又は保険規程」を「定款等」に改め、同条第七項中「第十七条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第十八条第二項」を加え、「定款、共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条に見出しとして「（定款等作成委員の選任等）」を付し、同条第一項中「農業共済組合の」を「農業共済団体の」に、「共済規程又は保険規程の」を「事業規程（以下「定款等」という。）の」に、「共済規程又は保険規程作成」を「事業規程作成」に改め、同条第二項中「を下つては」を「以下でなければ」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十一条に見出しとして「（設立準備会）」を付し、同条第一項中「予め」を「あらかじめ」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条に見出しとして「（発起人）」を付し、同条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「農業共済組合連合会を設立しようとする二以上の組合等」を「同条第三項の規定によりその組合員たる資格を有する者で農業共済組合連合会を設立しようとするもの二以上」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条に見出しとして「（脱退）」を付し、同条第一項中「左の事由に因つて」を「次に掲げる事由によつて」に改め、同項第二号中「第八十五条の六第一項の」を「第百七条第一項に規定する」に改め、同条第二項中「は、前項の事由に因る外」を「又は第二十条第四項の規定による全国連合会の組合員は、前項各号に掲げる事由によるほか」に、「第四十七条第一項」を「第六十六条第一項」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の定めるところにより」を「で定める基準に従い」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第三項中「で、前項但書」を「又は第二十条第四項の規定による全国連合会の組合員で、前項ただし書」に改め、「当該農業共済組合」の下に「又は全国連合会」を加え、「定款の」を「定款で」に改め、第二章第一節中同条を第二十五条とする。

第十八条の二に見出しとして「（議決権の無い場合）」を付し、同条を第二十四条とする。

第十八条第一項中「定款の」を「定款で」に、「第三十八条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条を第二十三条とする。

第十七条第一項中「各々一箇」を「各一個」に改め、「農業共済組合」の下に「及び全国連合会」を加え、同条第二項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「、定款の」を「定款で」に改め、同条に次の一項を加える。

全国連合会は、第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより、その組合員に対して、当該組合員たる第七十三条第四項に規定する特定組合の組合員たる都道府県連合会の組合員たる組合等の組合員等の数に基づき、二個以上の議決権並びに役員及び総代の選挙権を与えることができる。

第十七条を第二十二条とし、同条の前に見出しとして「（議決権及び選挙権）」を付する。

第十六条に見出しとして「（加入）」を付し、同条第四項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「すべて」を「全て」に、「第八十五条の三第一項」を「第百二条第一項」に改め、「また」を削り、同条第五項中「農業共済組合は、」を「農業共済組合及び全国連合会は、前条第一項又は第四項の規定により」に、「当該農業共済組合」を「これら」に、「申込」を「申込み」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

全国連合会が成立したときは、第七十三条第四項に規定する特定組合及び都道府県連合会は、その時に、全て、当該全国連合会の組合員となる。全国連合会が成立した後に、同項に規定する特定組合又は都道府県連合会が成立したときは、当該特定組合又は都道府県連合会についても、同様とする。

第十六条第一項から第三項までを削り、同条を第二十一条とする。

第十五条に見出しとして「（組合員たる資格）」を付し、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「当該農業共済組合が行う次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める」に改め、「第一号及び第三号から第七号までに掲げる者にあつては」及び「、第八号に掲げる者にあつてはその構成員のすべてが当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの」を削り、「ところにより」を「基準に従い」に改め、同項各号を次のように改める。

一　農作物共済　農作物共済において共済目的の種類とされている農作物につき耕作の業務を営む者

二　家畜共済　死亡廃用共済又は疾病傷害共済において共済目的の種類とされている家畜につき養畜の業務を営む者

三　果樹共済　収穫共済又は樹体共済において共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者